

第三節 鎖国への傾斜

一 朱印船貿易とキリシタン統制

細川忠興の 十六世紀末から十七世紀にかけて、日本も「大朱印船貿易 航海時代」に突入した。慶長九年（一六〇四）、

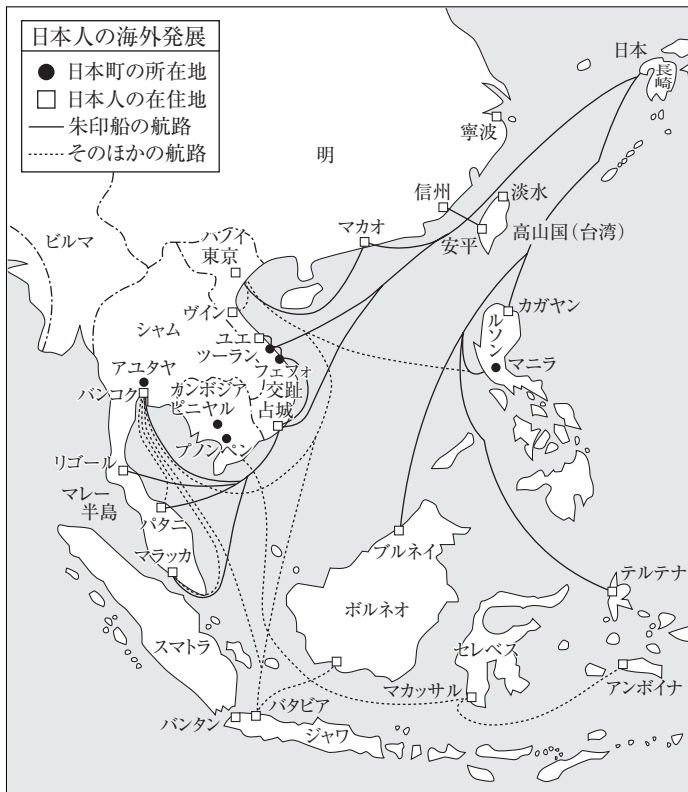


図5—1 朱印船の渡航先と日本町

江戸幕府は、朱印船制度を制定し、海外渡航の貿易船の船籍と渡航先を証明した朱印状を^{はつきゅう}発給して貿易の保護と統制をはかった。幕府が発給した朱印状は、慶長九年から寛永十二年（一六三五）の鎖国令公布までのおよそ三〇年間に、約三六〇通におよんでいる。朱印状が与えられたのは幕府と特別な関係がある人だけで、次の四グループの人たちであった。①大坂平野の代官末吉孫左衛門、長崎代官の末次平藏らの幕吏。②京都の豪商角倉了以・茶屋四郎次郎をはじめとする京都・大坂・堺・長崎・平戸・博多の豪商。③イギリス人ウィリアム・アダムズ（三浦接針^{あんじん}）、オランダ人ヤン・ヨーステンなどのヨーロッパ人、頭李旦・林五官などの中国人。④因幡の亀井茲矩と九州の加藤清正・松浦鎮信・五島玄雅・有馬晴信・秋月種長・鍋島勝茂・竹中重利・島津家久、そして細川忠興らの西国大名であった。朱印船が派遣された東南アジアのマニラ（ルソン）・ツールン（交趾）・フェフォ（同）・ピニヤル（カンボジア）・ノンペン（同）・アユタヤ（シャム）などには「日本町」がつくられた。

慶長十四年（一六〇九）、幕府は、西国大名に対し五〇〇石積み以上の大船建造禁止令を発し、海外渡船の派遣を事実上不可能にしていた。

こうした逼迫した情勢の下で、同十六年（一六一二）、細川忠興は、暹羅^{シャム}渡航朱印状を幕府より下付されている。『通航一

表5—2 細川藩の領外貿易への出資高

出 資 年	出 資 額
元和6年 (1620)	銀 50貫
〃 9年 (1623)	〃 50貫
寛永元年 (1624)	〃 20貫
〃 2年 (1625)	〃 100貫
〃 3年 (1626)	〃 40貫
〃 4年 (1627)	〃 20貫
〃 8年 (1631)	〃 15貫
〃 11年 (1634)	〃 65貫
〃 12年 (1635)	〃 10貫
〃 14年 (1637)	〃 30貫
〃 16年 (1639)	〃 106貫
〃 17年 (1640)	〃 80貫

武野要子『藩貿易史の研究』による

『覽』卷二六五の暹羅国御朱印の部に、

一、自日本到暹羅国舟也

右

慶長十六年辛亥正月十一日

羽柴越中守按ずるに細川宰相忠興なり。拝領御朱印、長谷川左兵衛状あり。普界一被恵之。戊十二月二十五日書之。

とある。細川忠興は、正月十一日付で朱印状を受け、紹介者長谷川左兵衛藤広に染筆料として金銭を贈っている。同年、忠興は商船を暹羅へ渡航させたが、風に流されて安南国（ベトナム）へ漂着した。

帰国後、同年八月二十四日、朱印状発給に対する贈献として忠興は將軍家康に象牙・白絹・孔雀・豹皮などを差し出した（『通航一覧』卷二六五、「松向公綿考輯録」。なお、翌十七年（一六一二）正月、忠興は、漂流した細川船を送還してくれた安南都督華郡公へ対し謝礼の書簡を認め、船主次良左衛門に託している。

大船建造禁止令發布後の、細川氏の朱印状獲得はこの一回だけである。その後、細川氏の朱印船派遣は途絶したが、寛永元年（一六二四）には小倉町人が交趾へ客商として渡海しており、藩出入り商人や中国人に海外での買物を依頼している。同年（一六二五）、問太郎兵衛の渡唐に際し銀一〇貫目を託し、同三年（一六二六）には渡唐の間、紹甫に銀一〇貫目を渡している（「日帳」）。また、同四年（一六二七）に問紹甫の渡唐に際し銀一〇貫目を貸与し、更に公趾渡航にあたり銀二〇貫目を託して買物を依頼している（「日帳」、武野要子『藩貿易史の研究』）。

表5—2は、細川藩の領外貿易への出資額を表示したものである。寛永二年（一六二五）の銀一〇〇貫目の出資額を最高に、同八年（一六三一）の銀一五貫目を最低に、七年で銀二九五貫目の、中国人や小倉商人を介しての委託買物貿易を行っている。

寛永八年、幕府は、老中の奉書を持たない船の海外渡航を禁止し、次第に貿易統制を強化していった。また、同年、中国船積載の生糸が糸割符仕法に組み入れられると、藩は買物奉行を長崎に派遣して必要な品物を購入することに重点を移していった。

細川藩の輸出品としては、領内産の銅・水晶と藩が铸造した「新銭」が主であり、輸入品は絹織物・綿織物・伽羅・皮革・

陶器類・薬品・麝香^{じやこう}・龍腦^{りゅうのう}・煙硝・鉛・ぶどう酒・氷砂糖・小鳥その他の嗜好品^{しこうひん}であった。これらの輸入品は、將軍への献上品として、また藩主の嗜好・消費を目的としたものであった。

キリスト教の 豊前・豊後細川藩領は、かつて「下区^{しもく}」・「豊布教と弾圧 後区」^{後区}と称したキリスト教の布教区に属し、小倉には伝道所一か所、天主堂二か所があり、イエズス会員一〇名がいた。また、中津には伝道所一か所、天主堂一か所があり、イエズス会員二名がいた。細川忠興と忠利は、豊前・豊後入封当初、中津にある伝道所の諸費用を負担し、布教活動には好意的であった（レオン・パジェス『日本切支丹宗門史』上巻）。したがって、細川氏の家臣団や領民にキリシタンが多く、約二一〇〇名を数えている。

慶長十七年（一六一二）、幕府は天領に禁教令を出し、翌年にはその範圍を全国に広げた。そして、キリシタン弾圧は、慶長十九年（一六一四）正月、まず畿内を中心に、老中大久保忠隣^{ちか}・京都所司代板倉勝重^{ちか}によるキリシタン寺の破壊、信徒の転宗、高山右近・内藤如安^{じょあん}ら非転宗者の国外追放から始まった。幕府から直接領内のキリシタン絶滅の命を下された在府中の細川忠興は、慶長十九年正月二十二日付で国元の重臣にあて書状を送り、郡奉行に命じてキリシタンを書き出させ、くるす堂・バテレンの墓を破壊させた。

熊本大学附属図書館所蔵の松井家文書の中に、慶長十九年の「天罰起請文前書の事」^{てんぱつ}六六通がある。そのうちの三通を次に紹介しておく。

一、衆師御法度^{ごほつど}の旨仰せられ候に付て、何事も殿様御意を背き申し間敷^{まじき}と存じ奉るに付、今日よりころび申し候事。

一、これ已前はじやうど衆にて御座候間、以来もその分に罷り成るべく候事。

一、我等召し仕え申し候者の内、かたく申し付け候てころばせ申し候事。

右我等家内上下三人御座候。皆々ころび申候。

慶長十九年二月十九日

杉無言（花押）

長岡右馬介様

長岡式部少輔様

慶長十九年二月十九日、細川忠興の家臣杉無言は、家族の者三人とともに、キリスト教から浄土宗に転宗した。同日、平岡新兵衛も転宗している。同文書の中に、

今度ばてれん門戸御改に付てころび申し候て則一向宗に罷り成り、正行寺へ参り申し候。ころび申し上ぐれば少も偽り申し上げず候。その上、請人別紙に立て申し候間、相違仕るにおいては御法度に仰せ付けらるべく候。仍て堅めのため件の如し。

慶長十九年二月二十二日

嶋田村 五右衛門（花押）

蘆田与兵衛殿

魚住万五郎殿

表5—3 踏絵一覧

布教区	呼称	出典
下	長崎・切支丹を踏む・踏絵・画踏 大村・さりしたん道具を踏む 島原・影踏 天草・ふませ絵 熊本・ミ影を踏む・影踏 八代・外道踏み 唐津・踏み絵 久留米・踏絵	「宗門改踏絵帳」「見聞略記」 「大村見聞集」 「宗門改影踏帳」 片岡弥吉『踏絵・禁教の歴史』 「熊本細川家史料」 「肥後八代史料」 「佐賀県大百科辞典」 「米府年表」
豊後	小倉・像踏 中津・踏絵 杵築・踏絵 日出・踏絵 府内・さりしたんの絵形を踏む・影踏 踏絵	「小森承之助日記」「鵜之真似」 「藩庁日記」「惣町大帳」 「杵築町役所日記」 片岡弥吉『踏絵・禁教の歴史』 寛文八年「指上申一札之事」「温故年表録」 北村清士『大分県の切支丹史料』
都	広島・御かげを踏む 江戸・踏絵 仙台・ご影を踏む	「広島浅野家史料」 田中将『日本キリシタン物語』 「仙台伊達家史料」

とある。このように、二月二十二日には農民の一向宗への転宗もみられる。では、豊前・豊後の細川領に、このような転びキリシタンはどれくらいいたのであろうか。同じく、松井家文書の中には、次のような記録がある。

御国中伴天連門徒御改の一紙目録

男数 千式百五拾三人
女数 七百九拾四人
合 式千四拾七人 この分ころび申し候。

内

- 一、参拾人 御侍衆からの御小性衆
- 一、^(三)□人 御鉄砲衆
- 一、四拾八人 又聞のもの共
- 一、^(式)□拾四人 奉公人の女房
- 以上百五人 奉公人の分
- 一、男千百七拾式人 拾郡の分
- 一、女七百四拾人 同
- 以上千九百四拾式^(ママ)□^(人)

右の分ころび申し
帳目録別紙

慶長拾九年

卯月十五日

右の一紙目録によると、四月十五日までに二〇一七名の転宗者に達している。これを階級別にみると、武士階級が一〇五名、農民階級(町人を含む)が一九四二名である。次に元和八年(一六三二)の人口を分母に、農民階級の転宗者一九四二名の地域的分布を分子にして図5—2を作成した。転宗者が最も多い地域は、速見郡の九三四名、次いで小倉町の五三四名、下毛郡^{しもけ}の一二六名となっている。最も少ないのは宇佐郡の五名、次いで木付廻^{みづく}の六名、国東郡と勝山町域を主体とする京都郡の各八名である。

その後、細川藩では、元和元年（一六一五）のカタノジャヤ七兵衛の殉教をはじめ、元和四年（一六一八）には小倉町で二五名、中津町で一三名を極刑に処した（レオン・パジェス『日本切支丹宗門史』上巻）。翌五年（一六一九）にキリシタンとして著名な加々山隼人も処刑され、更に六年（一六二〇）、寛永元年（一六二四）と弾圧が続けられた（西山禎一・半田隆夫「鎖国の形成と九州」『九州史学』33・34合併号）。

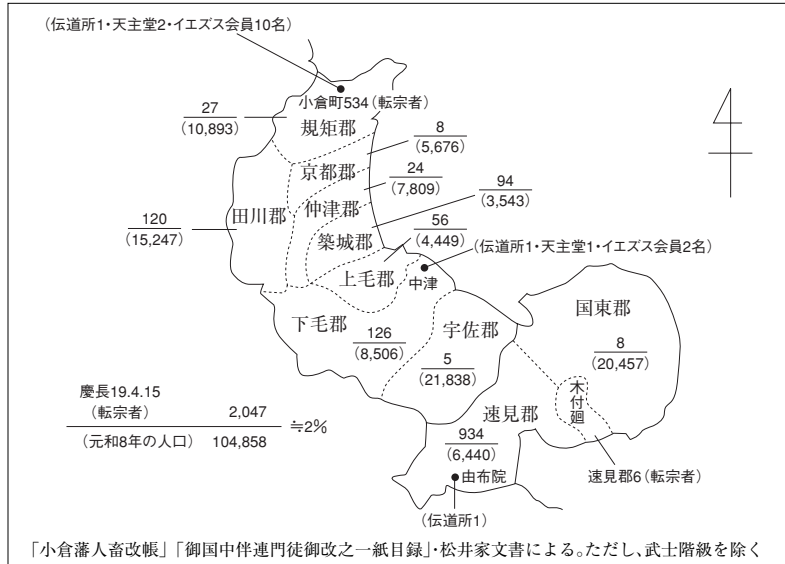


図5—2 細川領内の教会・宣教師と転宗者